特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

札幌市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和7年11月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	介護保険に関する事務			
②事務の概要	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。また、同法第9条第2項に基づき札幌市人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。ついては、特定個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。 1 介護保険の資格に関する事務住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険料の賦課に関する事務被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。 4 介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。 4 介護保険の認定に関する事務被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する情報提供を行う。 5 介護保険の認定に関する事務要介護(要支援)の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 ア介護(要支援)の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。			
③システムの名称	介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理/滞納管整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、システム基盤(税宛名)、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、eLTAX			
2. 特定個人情報ファイル名				
介護保険情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条			

4 桂松担供さいトローク	シフニノルトス終級演権			
4. 情報提供ネットワーク	ノスナムによる情報連携			
		<選択肢>		
 ①実施の有無	実施する]	1) 実施する		
一大心の行無	[天地する]	2) 実施しない		
		3) 未定		
	番号法第19条第8号(特定個人情報の表	Bの提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条		
②法令上の根拠	番号法番号法第19条第8号に基づ	省令第2条の表における情報提供の根拠) 〈主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項の 「「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15,42、 15、125,128、132、144、161の項)		
		省令第2条の表における情報照会の根拠) の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「介護保険法」が含		
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部	3介護保険課		
②所属長の役職名	介護保険課長			
6. 他の評価実施機関				
_				
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求			
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	札幌市保健福祉局高齢保健福祉音 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 011-211-2547	3介護保険課		
9. 規則第9条第2項の適	用 用	[]適用した		

Ⅱ しきい値判断項目

適用した理由

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人以上] 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] (3)発生あり 2)発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策							
1. 提出する特定個人情報	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎項目評価	書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	^{徳機関については、それぞれ₫}	重点項目評価書	書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入	手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通じ	た提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		1]人手を介在させる作業はな	elv .		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	等を遵守している。 ・住基ネット照会によりの上で記載されたマイナ・申請者からマイナンが報による照会を原則とで、複数人での確認や上せ。	マイナンバーを取得するナンバーの真正性確認だっが得られない場合にすること。 長による最終確認を行っ	登録事務に係る横断的なガイドラ のではなく、申請者からマイナンがを行うこと。 のみ行う住基ネット照会は、4情幸 った上でマイナンバーの紐付けを行 、登録されているマイナンバーに診	バーの提供を受け、そ		
9. 監査	9. <u>監査</u>					
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部	監査 [] 外部監			
10. 従業者に対する教育・	客発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って	いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	cı ง อ		

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	3) 権限のない者によって不正に使用。 4) 委託先における不正な使用等のリ 5) 不正な提供・移転が行われるリスク 6) 情報提供ネットワークシステムを通	のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 されるリスクへの対策 スクへの対策 アへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 じて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更簡所

変更固定	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	I-5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 小山 雅司	介護保険課長	事後	様式変更による記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い
平成31年3月7日	【基礎】Ⅳ リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 (1)	札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の68項により個人番号を利用さるとができるのは、介護保険統付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められている。ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定めらは、力を当該内閣府・総務省令に定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うことする。 1 介護保険の資格に関する事務住民及の政報を開発、資格の取得、要失の処理を行う。2 介護保険の賦課に関する事務徴収した保険料の収入状況を把握し、保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。3 介護保険の収納管理に関する事務徴収した保険料の収入状況を把握し、適切に管理するとともに決算の集計を行う。4 介護保険の滞納整理に関する事務機収した保険料の収入状況を把握し、適切に管理するとともに決算の集計を行う。4 介護保険の滞納整理に関する事務滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。	11版子続にありる特定の個分で識別が交流が の番号の利用等に関する法律(平成950に20 の番号の利用等に関する法律(平成950に20 項により個人番号を利用することができるの は、介護保険法による保険給付の支給、地域 支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるものとなっており、 内閣府・総務省令で定めるものとなっており、 の間所・総務省令に定められている。 1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保 険の資格の取得・要失の処理を行う。 2 介護保険料の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料 施課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険料の収納状況を管理し、決 での食料を行う。	事後	文言整理による記載の変更。
令和2年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 (2)	5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調	5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調 査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認 定する。また、主治医等から提供依頼があった 場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する 情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 要介護(要支援)の認定決定等を受けた被保険 者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護保険の給付に関する事務 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給 付を行う。また、介護サービス利用料等の各種 減額、減免及び利用者負担割合証交付に関す る事務を行う。 8 地域支援事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支 給決定を行い対象者を管理する。	事後	文言整理による記載の変更。
令和2年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、高齢・障がい福祉システム、ため、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワーグシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理 / 滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・ブラットフォーム、システム 基盤(市中間サーバー)・システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワーグシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能	事後	国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、 委託先へのデータの受渡し方 法を電子媒体から専用線によ る方法に変更したため「伝送 通信ソフト」の追加。
令和2年11月24日		介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・ブラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)		事前	申請方法(電子申請)追加に 伴い「サービス検索・電子申 請機能」を追加。
令和2年11月24日	4. 個人番号の利用 法令上 の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 札幌市個人番号利用条例第5条	番号法第9条第1項 別表第一の68の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例43号。以下「利用条例」という。)	事後	文言整理による記載の変更。
令和2年11月24日	5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第0個情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等 関係情報」 が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、95の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市 町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に 「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、 2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の 項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる 項(93、95の項)	事後	文言整理及び番号法の改正による変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数及び3.取扱者数の「いつ時点の計数か」	平成27年4月2日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価再実 施に伴いしきい値判断の計数 時点を変更。(しきい値に変更 なし。)
令和3年3月3日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、番号法」という。)別、表第一の88項[上より個人番号を利用することができるのは、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 1~7(省略) 8地域支援事業に関する事務	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。別表第一の68 項により個人番号を利用することができるの は、介護保険法による保険給付の支給、地域 支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるものとなっており、 内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番	事前	文言整理及び法定事務(地域 支援事業)の一部を独自利用 事務(保健福祉事業)に移行 したため事務の名称を変更。 事務手続き及び利用範囲等 に変更はなく、リスクの変動は ないため、重要な変更にあた らない。
令和4年9月1日	表紙 評価書名	介護保険に関する事務	介護保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	文言整理による記載の追加の ため、重要な変更にあたらない。
	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携(② 法令上の根拠	「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市 町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に 「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、 2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の 項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる 項(93、94の項)	事後	番号法改正に伴う条項号数ズ レによる修正であり、特定個 人情報の漏えいその他の事 態を発生させるリスクを相当 程度変動させるものではない と考えられる変更のため、重 要な変更にあたらない。
	I - 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)別表第一の68 項により個人番号を利用することができるの は、介護保険法による保険給付の支給、地域 支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるものとなっており、 内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番 号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下 「利用条例という。)により個人番号の利用に 関し必要な事項を定めている。 ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123 号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関 する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別 表の100項により個人番号を利用することがで きるのは、介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるものとなって おり、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番 号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下 「利用条例(という。)により個人番号の利用に 関し必要な事項を定めている。 ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣 府・総務省令及び利用条例に定める以下の事 務で取り扱う。	事後	番号法の改正による変更
	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム 基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内 統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システ ム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネット ワークシステム、金融機関・財務連携代行シス	システム、中間サーバー・プラットフォーム、シス	事前	特定個人情報を取り扱うシス テムの変更による。
令和7年11月12日	I-3. 個人番号の利用 法 令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条番号法第9条第2項及び利用条例第4条	番号法第9条第1項別表の100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条	事後	番号法の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月12日	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市 町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、 2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう 5、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる 項(93、94の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「介護保険法」が含まれる項(131、132の項)	事後	番号法の改正による変更
令和7年11月12日	I -9. 規則第9条第2項の 適用	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
令和7年11月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数及び3.取扱者数の 「いつ時点の計数か」	(&L)	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価再実施に伴いしきい値判断の計数時点を変更。(しきい値に変更なし。)
令和7年11月12日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個 人情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和7年11月12日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個 人情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個 人情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和7年11月12日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個 人情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個 人情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和7年11月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(なし)	十分である	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(なし)	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とすること。・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認すること。	事後	様式改定に伴う記載項目の追 加
	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓 発	特に力を入れている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個 人情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加